

受付No. _____

株式会社佑人社 宛

YouMark Personal 無料プラン 申込書

【プラン一覧表】

各プランの料金及び機能一覧	無料プラン	有料プラン (定額制)	有料プラン (従量課金制)
利用料金	0円	年額1万円/人	10円/答案
テストの新規作成	◎	○	○
テストの設定	◎	○	○
答案スキャン画像のアップロード	◎	○	○
テストの採点	◎	○	○
採点画面でのペンツール利用 (添削機能)	—	○	○
採点結果の一致確認 (2回採点機能)	—	○	○
他の先生への採点依頼	—	○	○
観点別集計	—	○	○
採点結果CSVのダウンロード	◎	○	○
採点結果PDFのダウンロード	◎	○	○
採点結果のGoogle Classroom 連携	—	○	○

【申込者記入欄】

学校名	
ご住所 TEL/FAX	〒
管理者氏名	
メールアドレス	@
備考	

申込者は、次ページ以降に記載した利用規約を承認の上、YouMark Personal 無料プランの申し込みをします。

申込日年.....月.....日

管理者氏名 (自署) 印

【当社記入欄】

確認日時年.....月.....日 午前/午後
確認相手と方法	
確認者	
備考	

利用規約

この YouMark Personal 無料プラン利用規約（以下、「**本規約**」といいます。）は、株式会社佑人社（以下、「**当社**」といいます。）が、申込者（以下、「**お客様**」といいます。）に対し、インターネット経由で提供する「デジタル採点支援システム YouMark」ASP サービスのうち「無料プラン」（以下、「**本サービス**」といいます）に関する提供条件を定めるものです。

（お客様の限定）

第1条 本サービスを利用できるお客様は学校に限定します。ここに学校とは、教育を目的とした学校法人、自治体あるいはそれに類似する主体によって設置された組織を意味します。

（サービスの内容）

第2条 当社がお客様に提供する本サービスは、次の2段階に分かれます。

- (1) 契約成立後1か月間：冒頭プラン一覧表のうち、有料プラン（定額制、従量課金制）に記載したサービスを含む全てのサービス（○印）を無償で提供します。
 - (2) 1か月経過後：冒頭プラン一覧表のうち無料プランに記載したサービス（◎印）のみを提供します。
- 2 お客様は、本規約により許諾された範囲内において、本サービスの非独占的利用権を許諾されているものであり、その他の著作権、特許権、複製権等の無体財産権については、何ら権利を有するものではありません。
 - 3 当社は、本サービスの利用に関するお客様からの問い合わせ（面談、電話、メールを含むがそれに限らない）を含めユーザーサポートは一切行いません。
 - 4 当社が提供する本サービスは、第4条の場合も含め、自動的に有料プランに移行することはありません。

（契約の成立）

第3条 本サービスの提供に関する契約（以下、「**本契約**」といいます。）は、お客様が、本申込書を当社宛にFAXないしメールにて送信した後、当社からお客様に対し、アカウントを付与した時点で、成立するものとします。

- 2 当社は、アカウントを付与するにあたり、お客様に対し、電話にて、本サービス及び規約の内容に関する説明を行います。

（本規約、サービスの変更・停止）

第4条 当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約を随時変更できるものとします。変更後の規約については、当社のウェブサイトに掲載することにより、お客様へのご通知とさせていただきます。

- 2 当社は、お客様に事前に予告することなく、本サービスの内容を変更、停止することがあります。

（譲渡の禁止）

第5条 お客様は、第三者に対し、当社から付与されたアカウントを使用させることはできません。また、お客様は、第三者に対し、本契約に基づいて発生する権利・義務を譲渡し、利用させ、又は担保に供することもできません。

(免責)

第6条 本サービスは、現状有姿で提供する無償サービスであり、当社は、本サービスの使用または不使用によって発生する全ての直接的、間接的損害に関して一切責任を負いません。

(損害賠償)

第7条 お客様が、本規約ないし著作権その他法令に違反して、当社に損害が発生した場合、お客様は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

(秘密保持及び個人情報保護)

第8条 お客様及び当社は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係者会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者において必要最小限の範囲に限り秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しません。

- (1) 開示を受けた際、既に自ら保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めに拠らずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

3 当社は、お客様（メールアドレス）に対し、営業活動のため連絡することがあります。

(反社会的勢力の排除)

第9条 お客様及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の事項を表明し、保証します。

- (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
 - ア 自らもしくは第三者の不正を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、理事、評議員、監査役、管理者、学校長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

(契約の解除)

第10条 お客様は、いつでも、本サービスの利用に関する契約を解除できるものとします。

2 当社は、お客様に対し、3か月間の予告期間を定めて、本サービスの提供を停止し、契約を解除することができるものとします。ただし、お客様が本契約のいずれか一つにでも違反した場合、あるいは、やむを得ない事情がある場合は、予告期間は不要とします。

3 本契約が終了した場合は、お客様及び当社は、相手方の指示に従って、秘密情報を返還ないし消去するものとします。

(契約終了後の義務)

第11条 終了理由に関わらず、本契約終了後においても、第6条、第7条、第8条は有効とします。

(準拠法、管轄)

第12条 本契約の準拠法は日本国法とし、本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上